

老発 0 5 2 4 第 5 号
平成 2 5 年 5 月 2 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来から御配慮いただいているところであるが、今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号）の一部を別添のとおり改正し、平成 25 年 8 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

別添

○低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発474号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）
【新旧対照表】 （変更点は下線部）

改正前	改正後
（別添2） 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 1～3 （略） 4 留意事項 (1)～(4) （略）	（別添2） 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 1～3 （略） 4 留意事項 (1)～(4) （略） <u>(5) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。</u>